



認可外保育施設の保育料の助成の申請について

ひとり親家庭等 認可外保育施設利用料補助事業

【対象要件】

市内に住所を有し、次の3つの要件すべてに該当する待機児童の保護者（養育者含む）

- ① 児童扶養手当の支給要件を満たしている保護者又は、母子及び父子家庭医療費助成事業の受給資格を満たしている保護者
- ② 保育の必要性の認定を申請し、その認定（2号又は3号）を受けた子どもの保護者
- ③ 保育所の利用の申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者

【補助金額】

公立・認可保育園に通った場合の保育料と認可外保育施設保育料との差額分（児童一人あたり月額26,000円を上限）を補助

【申請場所】 保育幼稚園課窓口（本庁舎東棟2階）

【受付期間】 随時受付

※申請をした日の属する月の翌月から補助対象となります。遡っての申請受付はできないため、お早めに手続きをしてください。

【必要書類】

- ① 児童扶養手当受給者証の写し又はうるま市母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し
- ② 支給認定書（2号又は3号）
- ③ ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用認定申請書
- ④ ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用証明書（認可外保育施設が交付）
- ⑤ 認可外保育施設の年齢別の利用料月額とその明細がわかる資料（しおり・パンフレット等）
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 所得課税証明書
※平成29年1月1日に市内に住所を有しない場合のみ
- ⑧ その他市長が必要と認める資料

【注意事項】

認可保育園に案内された時点で補助の対象外となりますのでご注意ください。

平成31年4月以降も引き続き補助金交付を希望される方は、再度申請が必要です。

認可外保育施設保育料助成事業

【対象要件】

市内に住所を有し、次の4つの要件すべてに該当する待機児童の保護者

- ① 認可外保育施設に入所している児童の保護者で、保育の支給認定を受けている保護者
※育児休業中は対象外とする。ただし、求職中による支給認定については初回の場合のみ対象とする。
- ② うるま市支給認定子どもの利用者負担額基準額表により算出した階層が第1～第3-1階層となる児童の保護者
※世帯収入が約149万円未満
- ③ 市税および保育料を滞納していない保護者
※申請時で判断（完納証明）
- ④ うるま市ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助を受給していない保護者
※ただし、認可保育園に案内された時点で助成対象外となります。

【助成金額】

公立・認可保育園に通う際の保育料と認可外保育施設の保育料の差額分について、子ども一人あたり月額5,000円を上限に助成

【申請場所】 保育幼稚園課窓口（本庁舎東棟2階）

【受付期間】

- ① 平成30年9月3日～平成30年9月21日まで
（平成30年4月分～平成30年8月分の保育料）
- ② 平成31年3月1日～平成31年3月22日まで
（平成30年9月分～平成31年3月分の保育料）

【必要書類】

支給認定書・保育料の領収書（専用）・完納証明書（両親分）※1・通帳（郵貯以外）・印鑑（振込み用）子どもの年齢別の利用料月額とその明細が分かる資料（利用契約書写し・しおり・パンフレット等）・所得課税証明書※2

- ※1 証明発行日が申請受付期間中であること
- ※2 平成29年1月2日以降に市内に転入された場合のみ
平成30年4月～平成30年8月分の申請（転入前市町村の平成29年度証明書）
平成30年9月～平成31年3月分の申請（転入前市町村の平成30年度証明書）

【注意事項】

認可保育園に案内された時点で助成の対象外となりますのでご注意ください。

今がチャンス!! 保育士集まれ!!

保育士就職準備金貸付

保育士資格をもっている方で認可保育所に1年以上働いていない「潜在保育士」の再就職支援を図るため、再就職に必要な費用を貸し付ける制度です。

【貸付金額】 40万円以内（無利子）

※同一の貸付対象者に対して貸付は1回限りです。

【返還免除】

沖縄県内の施設等において保育士の業務に従事したとき、貸付金の全額が返還免除になります。貸付の対象や申込方法等の詳細についてはホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

沖縄県社会協議会
福祉人材研修センター
（保育士就職準備金貸付担当）
☎882-5703



さらに!!

うるま市保育士再就職促進助成金

左記の沖縄県社会福祉協議会の貸付を受けた方で、うるま市内の認可保育所へ勤務する保育士を対象として、さらに10万円の助成があります。

こんな場合に利用が可能です。

※左記の県社協貸付を受けることが条件です。

■ 就職の引っ越し費用で50万円が必要
（県貸付金40万円+市助成金10万円）

■ 県貸付で引っ越し費用は足りたけど、更に通勤用の車の費用が必要

例) 引っ越し費用40万円(県社協貸付金)
車代20万円(助成金10万円+自己資金10万円)

※上記以外に様々な費用に対応可能です
詳細は保育幼稚園課までご連絡ください。

【お問い合わせ】 保育幼稚園課 ☎973-5427

